

民泊問題について

1. 規制改革は必要であると考えている。旅館業法を廃止し、建築基準法、消防法等、現在旅館ホテルに課せられている厳しい規制をマンションや民家並みに緩和して頂きたい。違法空きマンション合法化より数倍の経済活性化が期待出来る。
2. 消火器・消火栓・防火戸・スプリンクラー等の定期点検、自衛消防隊の組織化、年2回の消防訓練等の義務をマンションや民家並みに規制緩和して頂きたい。
3. 3,000平米以上の建物に必要とされている「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」を廃止するか、旅館業を適用除外とする規制改革をされたい。この法律により建築物環境衛生管理技術者を選任し、空気環境測定等の定期的な測定や維持管理が義務付けられており費用負担が大きい。
4. 「特殊建築物定期報告制度」を廃止するか、旅館業を適用除外とする規制改革をされたい。“特殊建築物等定期検査資格者”でないと検査が出来ず費用負担が大きい。
5. 東京・大阪・京都等で宿泊施設の不足が問題視されているが、調査表を提出しない比較的小規模施設などでは、まだ空室があり実態とは違っている。またホテル建設計画が目白押しであり数年後には過剰が予想される。現状でも、わずかな時間で行ける周辺地区の宿泊施設はまだまだ余裕があり、空室情報の提供で解消される。
6. 東京・大阪・京都に偏っているインバウンドを東北等まだまだ少ない地域にLCCを増やす等の誘客対策を充実させれば経済が活性化される。誘客施策と合わせ、空港の規制改革をして頂きたい。
7. 違法空きマンション宿泊施設はテロの温床となる可能性が現状の旅館ホテルより格段に高いと予想される。現在旅館ホテルで行っている外国人客宿泊者に対するパスポートのコピー保存と対面での本人確認は最低限必要ではないだろうか。

平成27年12月9日

一般社団法人 日本旅館協会
会長 針谷 了